

2022 年合格目標 司法書士

合格力完成答練

第 1 回

解説講義補助レジュメ

収録担当: 姫野 寛之 講師

※無断複写・転載を禁じます。

※このレジュメは、姫野講師の解説講義を受講される方のレジュメです。

※このレジュメは記述式対策中心です。択一式については、各回の「解答・解説冊子」を使用して解説講義を進めます。解説講義受講の際には、お手元に各回の「解答・解説冊子」をご用意ください。

TAC

241-6611-1022-13

本教材は、著作権法その他関連法令によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。
法的に認められる場合を除き、著作権者の許可なく、無断で、複製、頒布、譲渡、貸与、転載、
公衆送信等に使用することはできません。

第 36 問

【出題形式】

問題がどのような形式であろうと、問題文の中に「依頼」、「問い」、「事実関係に関する補足／答案作成に当たっての注意事項」、「不動産情報」及び「登記の原因となる事実又は法律行為」（別紙・事実関係・聴取内容）が含まれることに変わりはないため、各自が読みやすい順序で、適宜順序を入れ替えて読めば足りる。どのような出題形式の問題であっても、必要な情報を落とさないことが重要である。

1 論点検討作業

(1) 依頼

- ① 申請回数 ⇒ 2回
- ② 依頼者 ⇒ 第1：甲野一郎，第2：関係する当事者の全員
* 「必要な手続」は、執行文の付与か？
対象不動産 ⇒ 第1：甲土地，第2：甲土地・乙土地
- ③ 申請日 ⇒ R4.3.27, R4.6.18
- ④ 登記申請手続代理 ⇒ 委任状

(2) 問い

- ⇒ 事実関係等及び別紙の判断に影響がある事項を除き，読まない。
* 手続内容問題と遺言効力発生問題が存在する。

(3) 事実関係に関する補足

- ① 1, 2, 3, 6, 8及び9は，削除する。
- ② 5及び7は，申請順序情報である。

【添付情報一覧】における添付情報の分類及び事実関係の予想

- * 甲野太郎と甲野一郎は，死者である。

(4) 不動産情報一別紙 1-1, 1-2 (A 土地の登記記録)

- ① 農地ではない。
- ② 従前の所有権の登記名義人である甲野太郎が仮処分債権者であるため、甲野太郎の加賀五郎に対する抹消請求権を保全するための仮処分と判断する。
 - * 甲野太郎は、死者であるが…。

⇒ 申請すべき登記 (A 土地)

① 4 番所有権抹消 仮処分による失効

義務者 財部 (たからべ) 六郎 申請人 甲野太郎

② 2 番所有権抹消 ???

権利者 (申請人) 甲野太郎 義務者 加賀五郎

(5) 不動産情報一別紙 1-3 (B 土地の登記記録)

- ① 農地ではない。
- ② 共有者甲野太郎と甲野一郎は、死者である。

【混合型の類型】

- ① 事実関係にすべての別紙が掲げられている【R3, R2, H31, H30, H29, H28, H27, H26, H25】。
- ② 事実関係にない別紙が存在する【H24】。
- ③ 別紙にない事実関係が存在する【H22】。
- ④ 使用不要な事実関係が示されている。
- ⑤ 使用不要な別紙が示されている【H23】。

* 本問は、別紙 5 であり、①である。

別紙にある名変情報の処理

⇒ 第 1 申請時に使用する別紙に名変情報があれば、先に検討する。

- (6) 〔令和3年11月1日に甲野一郎から聴取した内容〕, 〔令和3年11月1日の司法書士司法護の説明の内容〕, 〔令和4年3月17日に甲野一郎から聴取した内容〕, 〔令和4年3月17日の司法書士司法護の説明の内容〕

⇒ おおむね別紙1-2で検討したとおりであったが, 甲野太郎について後見開始の審判がされたことと, 所有権の登記の抹消の登記原因が売買無効であったことが判明した。

⇒ 必要な手続は, 財部六郎に対する内容証明郵便による通知である。

⇒ 申請すべき登記 (A土地)

- ① 4番所有権抹消 仮処分による失効

義務者 財部 (たからべ) 六郎 申請人 甲野太郎

- ② 2番所有権抹消 **売買無効**

権利者 (申請人) 甲野太郎 義務者 加賀五郎

第1申請

別紙にある名変情報の処理

⇒ 第2申請時に使用する別紙に名変情報があれば, 先に検討する。

(7) 〔令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容〕1～5, 別紙2～4

⇒ 甲野太郎と甲野一郎の相続

* 同時死亡ではない。

* 相続財産、相続人及び相続分の順序で検討する。

⇒ 甲野太郎の相続財産はA土地の全部及びB土地の2/3であり、A土地の全部は遺産分割により甲野二郎が取得し、B土地の2/3は遺言により甲野一郎が取得した後に遺産分割により甲野一郎が取得する。

* 遺言は、遺言者甲野太郎は遺言作成時に意思能力があり、また、受益者は遺言の効力発生時点ではまだ生存しているため、有効である。

⇒ 甲野一郎の相続財産（甲野太郎から承継したB土地の2/3を除く。）はB土地の1/3であり、これは遺産分割により甲野一郎が取得する。

⇒ 申請すべき登記（A土地）

① 所有権移転 R4.5.17 相続

相続人（被相続人 甲野太郎） 甲野二郎

⇒ 申請すべき登記（B土地）

① 甲野太郎持分全部移転 R4.5.17 甲野一郎相続同日相続

相続人（被相続人 甲野太郎） 2/3 甲野三郎

② 甲野一郎持分全部移転 R4.5.17 相続

相続人（被相続人 甲野一郎） 1/3 甲野三郎

(8) 〔令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容〕6

⇒ B土地の1番抵当権の被担保債務の遺産分割（抵当権者の承諾あり）

⇒ 申請すべき登記（B土地）

① 甲野太郎持分全部移転 R4.5.17 甲野一郎相続同日相続

相続人（被相続人 甲野太郎） 2/3 甲野三郎

② 甲野一郎持分全部移転 R4.5.17 相続

相続人（被相続人 甲野一郎） 1/3 甲野三郎

③ 1番抵当権変更 R4.5.17 相続

権利者 (株)Xファイナンス 義務者 甲野三郎

* 印鑑証明書不要

(9) 〔令和4年6月16日に甲野三郎から聴取した内容〕7, 別紙5

⇒ B土地の1番抵当権の甲野三郎が甲野太郎から承継した持分に対する追加設定

⇒ 申請すべき登記 (B土地)

① 甲野太郎持分全部移転 R4.5.17 甲野一郎相続同日相続

相続人 (被相続人 甲野太郎) 2 / 3 甲野三郎

② 甲野一郎持分全部移転 R4.5.17 相続

相続人 (被相続人 甲野一郎) 1 / 3 甲野三郎

③ 1番抵当権変更 R4.5.17 相続

権利者 (株)Xファイナンス 義務者 甲野三郎

* 印鑑証明書不要

④ 1番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更 H29.5.10 金消 R4.6.13 設定

権利者 (株)Xファイナンス 義務者 甲野三郎

第2申請

2 答案作成作業

省略

第 37 問

1 論点検討作業

(1) 依頼

- ① 事務所を訪れた代表取締役の氏名 ⇒ 不明
 ② 2 回申請問題の場合には、申請回数と別紙の番号 ⇒ 2 回申請問題

＊ 2 回申請問題の意図

ex. 第 1 回申請時は効力未発生、第 2 回申請時に効力発生

第 1 回申請時に役員選任、第 2 回申請時に社外役員の登記

第 1 回申請時に権利義務役員へ、第 2 回申請時に権利義務解消

第 1 回申請時に示された別紙を、第 2 回申請時に使用

第 1 回申請時に示された定款の定めを、第 2 回申請時に使用

- ③ 申請日 ⇒ R4. 6. 1, R4. 7. 1

(2) 問い

⇒ 問いは、基本的に読まない。

＊ 登記不可事項を問う問題は存在しない。定款要否理由判定問題が存在する。

	問	い	登記不可事項	出題実績
第 1 類型	無		無	H31, H21
第 2 類型	有		有	H18～H25 (H21 を除く。), H28～H30, R2, R3 ※ 1
第 3 類型	有		無	—
第 4 類型	無		有	H26, H27 ※ 2

※ 1 H29・H30・R2 においては、登記することができない事項がない場合には、答案用紙に「なし」と記載する旨の指示があった。また、H30 においては、登記することができない事項があった場合において、改めてその登記をするため、後日臨時株主総会を開催して議案の承認決議によって直ちにその事項の効力を生じさせようとするときは、司法書士は、申請会社の代表者に対し、当該株主総会において、どのような議案を決議すべきであると提案すればよいか、法令遵守の観点も踏まえ、その決議すべき議案を答案用紙に記載する旨の指示があった。

※2 H26 においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記が、H27 においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記及び募集株式の発行による変更の登記が、それぞれ登記不可事項である。

(3) 答案作成に当たっての注意事項

⇒ 不要な情報は、削除する。

(4) 別紙 1（申請会社情報）

① 公告方法

⇒ 二重公告により各別の催告を省略できる。

② 発行可能株式総数

⇒ 授權枠に余裕がある。

③ 発行済株式の総数

⇒ 種類株式発行会社

* 優先株式は、議決権制限株式である。

④ 資本金の額

⇒ 非大会社

⑤ 株券を発行する旨の定め

⇒ 非株券発行会社

* 株券発行会社である場合には、現に株券を発行しているか否か、株券提供公告を必要とする手続や、株券廃止の手続に注意を要する。

⑥ 株式の譲渡制限に関する規定

⇒ 公開会社

⑦ 機関・役員に関する事項

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

(5) 別紙 9（司法書士の聴取記録）

⇒ 不要な情報は削除し、必要な情報は各種の議事録とリンクさせる。

* 役員関係はタイムチャートで処理する。

* 添付書面となり得るものに印をつけておく。

⇒ 新株予約権の発行が出題されているところ、失権に注意する。

(6) 別紙 2 (定款)

⇒ 定款全文問題においては、①基準日、②定時株主総会の開催時期、③役員の任期、④代表取締役の選定方法、⑤事業年度及び⑥その他の特段の定めをチェックする。

(7) 別紙 3 (定時株主総会の議事録)

① 取締役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

＊ 登記済

② 募集新株予約権の募集事項の委任

＊ なぜ委任しているのか？有利発行かが判明しない。

(8) 別紙 4 (取締役会の議事録)

⇒ 募集新株予約権の募集事項の決定

＊ 「ボシュツワハ」で検討する。

⇒ 発行する新株予約権の個数は、275 個である。

(9) 別紙 5 (臨時株主総会の議事録)

① 事業年度の変更

⇒ 「4 個の日付」で検討する。

② 取締役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

＊ Hは就任承諾していない。

(10) 別紙 6 (取締役会の議事録)

⇒ 代表取締役の選定

* タイムチャートを作成して検討する。

⇒ 以下の事項を確認する。

- (a) 選定権限はあるか？
- (b) 定時株主総会と同一日か？
- (c) 取締役であるか？
- (d) 社外取締役であるか？
- (e) 支配人であるか？
- (f) 監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役であるか？
- (g) 就任承諾はあるか？

第 1 申請

(11) 別紙 10 (司法書士の聴取記録)

⇒ 不要な情報は削除し、必要な情報は各種の議事録とリンクさせる。

- * 役員関係はタイムチャートで処理する。
- * 添付書面となり得るものに印をつけておく。

(12) 別紙 7 (臨時株主総会の議事録)

① 監査役会及び会計監査人の設置

⇒ 特に問題なし。具体的な監査役と会計監査人も選任されている。

② 取締役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

③ 監査役の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

④ 会計監査人の選任

⇒ タイムチャートを作成して検討する。

(13) 別紙8 (取締役会の議事録)

① 代表取締役の選定

* タイムチャートを作成して検討する。

⇒ 以下の事項を確認する。

- (a) 選定権限はあるか？
- (b) 定時株主総会と同一日か？
- (c) 取締役であるか？
- (d) 社外取締役であるか？
- (e) 支配人であるか？
- (f) 監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役であるか？
- (g) 就任承諾はあるか？

② 支配人の選任

⇒ Fは代表取締役であるため、支配人となることができない。

第2申請

2 答案作成作業

省略